

周南市保育所等徴収金額（保育料）表

階層区分	周南市階層区分 市民税所得割額	子の定義		子区分	3歳未満（3号）		3歳以上（2号）				軽減される場合					
		二人親世帯	母子世帯等		標準時間（円/月）	短時間（円/月）	3歳児		4歳以上児		同一世帯で2人以上利用の場合	同一世帯で1人利用の場合	同一世帯で ^{※1} 保育所等と ^{※2} 幼稚園等を利用している場合			
							標準時間（円/月）	短時間（円/月）	標準時間（円/月）	短時間（円/月）						
A	生活保護世帯	保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし） ※同居をしていない子どもを含む	保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし） ※同居をしていない子どもを含む	第1子	0円		0円	0円	0円	0円	年齢が最も高い利用児童は全額（ただし世帯で第3子以降のときは無料）とし、その他の利用児童は無料とする。	利用児童が第3子以降のときは無料とする。	保育所等と幼稚園等を利用している児童を算定対象児童とし、年齢が高い順に1人目、2人目と数え、徴収金額は次のとおりとする。 ①1人目が幼稚園等、2人目以降が保育所等を利用しているときは、2人目は徴収金額の半額（ただしBからD2の階層で第3子以降のときは無料、D3からD7の階層で第3子以降のときはさらに半額）とし、3人目以降は無料とする。 ②1人目と2人目が幼稚園等、3人目以降が保育所等を利用しているときは、3人目以降は無料とする。 ③1人目と3人目以降が保育所等、2人目が幼稚園等を利用しているときは、1人目を全額とし、3人目を無料とする。 ただし、1人目の徴収金額が、左記の「同一世帯で2人以上利用の場合」で算定した徴収金額を超えるときは、「同一世帯で2人以上利用の場合」で算定した徴収金額とする。 ※1 保育所等とは、保育所、認定こども園（2号、3号）、地域型保育事業所をいう。 ※2 幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園（1号）、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童をいう。			
BO	均等割非課税世帯（母子世帯等）			第1子	0円											
B1	均等割非課税世帯			第1子	0円											
CO	48,600円未満（母子世帯等）			第1子	8,500円	8,350円										
				第2子	0円	0円										
CO1	48,600円未満			第1子	18,000円	17,600円										
				第2子	9,000円	8,800円										
D1	1			48,600円以上 57,700円未満	第1子	24,000円								23,500円	0円	0円
				48,600円以上 57,700円未満（母子世帯等）	第2子	12,000円								11,750円		
	2			57,700円以上 72,800円未満	第1子	9,000円								9,000円		
				57,700円以上 72,800円未満（母子世帯等）	第2子	0円								0円		
D2	1			72,800円以上 77,101円未満	第1子	30,000円								29,400円	0円	0円
		72,800円以上 77,101円未満（母子世帯等）	第2子	0円	0円											
	2	77,101円以上 97,000円未満	第1子	9,000円	9,000円											
		77,101円以上 97,000円未満	第2子	0円	0円											
D3	97,000円以上 133,000円未満	同一世帯で小学校就学前までの子ども	第1子	38,000円	37,300円	0円	0円									
D4	133,000円以上 169,000円未満		第2子	44,500円	43,700円											
D5	169,000円以上 301,000円未満		第3子	58,000円	57,000円											
D6	301,000円以上 397,000円未満		第4子	74,000円	72,700円											
D7	397,000円以上		第5子	80,000円	78,600円											
			同一世帯で小学校就学前までの子ども	第6子	80,000円			78,600円								
			同一世帯で小学校就学前までの子ども	第7子	80,000円			78,600円								

1 年齢は、保育所等利用開始日の属する年度の4月初日をもちいて算定する。
 2 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害者（同）のいる世帯をいう。
 3 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとする。